

大阪市立自然史博物館ミュージアムショップ運営業務仕様書

1 物件の概要

(1) 所在地等

- ・所在地（ショップ）大阪市東住吉区长居公園1-23
大阪市立自然史博物館 花と緑と自然の情報センター内自然の情報コーナー
- ・店舗面積（1F）33.31 m² 控室（2F）36.54m²
- ・電気設備 低圧（電灯）
- ・ガス設備 無
- ・水道設備 無
- ・電話線 有

(2) 指定用途

運営事業者が管理を行う物件は、当協会が地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき行政財産の用途・目的を妨げない範囲内で「売店」（以下「ミュージアムショップ」という。）及び控室として許可される場所を使用して営業するものである。

博物館において、ミュージアムショップは物販だけの場ではなく、博物館が提供するサービスの一環であり、また博物館における普及教育事業の一翼もになることとなる。運営事業者は、この点を理解した上で、販売品目・営業方法等については当協会の指示に従うこと。

なお、飲料水・酒類・たばこ等の販売は禁止する。

(3) 営業可能期間等

- ・契約期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日
なお、契約期間の初日に当協会との立会いにより運営事業者への物件の引継ぎを行うので、営業開始のための改装や開店準備作業等については契約開始後に行うこととなる。同様に運営事業者が契約期間終了等により設備等を撤去する場合、撤去、原状回復等に要する期間は、契約期間内とし、当協会が確認、検査を行う。
- ・営業時間 午前9時30分～午後5時（但し11月～2月 午前9時30分～午後4時30分）
- ・休館日 月曜日（祝日の場合は翌日）及び年末年始（12月28日～1月4日）
ただし、自然災害や館の工事等によって臨時に休館する場合がある。

(4) 使用料等

価格提案のあった使用料に消費税等を加算した額の毎四半期分をその末日までに当協会へ支払うこととする。なお、支払に要する費用は運営事業者の負担とする。

2 維持管理責任

- (1) 運営事業者は、貸与された施設、設備等を善良な管理者としての注意をもって日常管理し、この仕様書に定められた用途以外に使用してはならない。
- (2) 運営事業者は、当協会が管理する区域及び周辺についても、当協会の指示により日常の清掃を含め美観を損なわないよう管理に努めること。
- (3) ミュージアムショップの内装の改修及び店舗面積範囲内にサイン・表示板等の設置を行なう場合は、地震やいたずら等による転倒・脱落防止等の安全策を講じること。
- (4) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。

3 費用負担等

下記に記載する事項に関する費用はすべて運営事業者の負担とする。

- (1) 営業開始のための改装や開店準備作業等に要する一切の費用
- (2) 契約期間終了等による設備等の撤去や原状回復等に要する一切の費用
- (3) 当協会から貸与され使用する施設、設備等の維持補修に要する一切の費用（ただし、施設本体に関するものは当協会が負担することを原則とする。）
- (4) ミュージアムショップの運営に伴う光熱水費（電気、電話等）
- (5) ミュージアムショップの運営に伴い発生したごみの処分費用
- (6) その他日常の管理経費

4 保証料

当協会の指定する期日（平成28年4月30日）までに、保証料を納付すること。保証料は、原状回復命令に従わない場合などにその費用に充当することがある。

保証料の返還にあたっては、契約期間満了後（原状回復を当協会が確認したことが前提となります）、運営事業者からの請求に基づき運営事業者名義の口座に振り込む。

なお、保証料は、価格提案された使用料の3カ月分とし、1円未満の端数については、切り捨てる。

5 損害賠償

運営事業者は、ミュージアムショップの管理運営にあたって当協会又は第三者に損害を与えたときは、すべて運営事業者の責任においてその損害を賠償すること。

また、運営事業者がミュージアムショップの管理運営にあたって契約した販売品などの納入業者や廃棄物処理業者が施設を破損、汚損し、当協会に損害を与えた場合には、すべて運営事業者の責任においてその損害を賠償すること。

6 その他

- (1) 営業開始及び終了に関する必要な手続きは運営事業者が行うこと。
- (2) 営業開始のための改装及び契約期間終了に伴う原状回復をはじめ、次の行為をする場合には、事前に当協会の承諾を得ること。
 - ① 施設の新設又は増改築

- ② 電話、電気、ガス及び水道等の設備の新設又は変更
 - ③ 当協会から貸与され使用する施設及び設備の補修
 - ④ 運営事業者による新たな備品等の設置
- (3) 運営事業者が負担すべき光熱水料及びごみ処理料は、当協会が指定する期日までに全額納入すること。
- (4) ミュージアムショップの運営によって発生した廃棄物は、運営事業者の責任において適切に回収・処分すること。
- (5) 販売品の搬出入・廃棄物等の搬出時間及び経路については、当協会の指示に従うこと。
- (6) ミュージアムショップを管理運営する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

7 連絡先

大阪市立自然史博物館

〒546-0034

大阪市東住吉区長居公園1-23

電話：06-6697-6221

I 基本条件

1. 営業日・時間等

- (1) 自然史博物館の開館している日は営業すること。
- (2) 休館日は月曜日(祝日の場合は翌日)及び年末年始(12月28日～1月4日)であるが、臨時開館、臨時閉館などによって開館日の変更があった場合でも、自然史博物館と併設の花と緑と自然の情報センターが開館している日は、ミュージアムショップを営業すること。
- (3) 営業時間は、自然史博物館の開館時間と同じく、午前9時30分～午後5時(但し11月～2月 午前9時30分～午後4時30分)とする。ただし開館時間延長などによって、開館時間の変更があった場合は、ミュージアムショップの営業時間の延長を要請する場合があります。

2. 協議・報告等

- (1) 自然史博物館において開催する定期的な連絡協議のミーティング(1～2回/月)には責任者が出席すること。
- (2) 販売品目については、事前に当協会に提示し、承認を得ること。
- (3) 販売する商品については半期に一度以上の販売商品調べを行い、報告すること。

3. 利用者への対応等

- (1) ミュージアムショップの運営にあたっては博物館利用者のニーズを的確に把握し、優良なサービス提供に努めるとともに、ミュージアムショップに関する問い合わせ及び苦情については運営事業者の責任において迅速かつ丁寧に対応すること。
- (2) 天候及び、第三者による施設破壊、窃盗被害等によるミュージアムショップの損傷等のリスクについては運営事業者の負担により対応すること。なお、火災保険については必ず加入すること。
- (3) その他店舗が位置するミュージアムサービスコーナーに配置される職員と協力して、ミュージアムサービスコーナーの業務を円滑に進めること。

II 販売する商品について

1. 自然史科学の普及教育に貢献する適切な商品を販売すること。

- (1) 自然史科学及び博物館に関連した書籍・雑誌(常時1000タイトル以上)
- (2) 博物館出版物のすべて(販売用在庫のあるもの)
- (3) 昆虫などの採集・標本作成道具、ルーペや双眼鏡などの観察道具
- (4) 博物館に来た記念になる博物館オリジナルグッズ(常時30アイテム以上)
- (5) その他、自然史科学及び博物館に関連し、科学的に正しい情報に基づいた商品(常時500アイテム以上)

2. 自然史科学・博物館に関連しない商品(ただし傘やフィルムなど来館者の便宜に供する商品は除く)、自然史科学・博物館についての正しい知識の普及に反する商品、自然環境の保全に反する商品、安全衛生上の問題が懸念される商品は販売しないこと。

3. 別途契約により、当館刊行の図録等冊子類の受託販売契約を締結すること。